

スーパー・メジャーズと中国：中国石油 3 社との対比（5）

エイジウム研究所 上席研究員 木村 徹

前回は、「スーパー・メジャーズ」のアメリカの開発・生産部門における収益性が、多くの他の国・地域に比してかなり高く、それは原油・天然ガスの生産単位当たり利益が大きいことに支えられている、と述べた。そこで、今回は、その利益の大きさにはアメリカの開発・生産部門における税制が寄与していることを調べてみよう。ただし、アメリカの税制と「スーパー・メジャーズ」の財務報告とを直接的に付け合せて定量的に分析するためには、情報が不十分であるので、「状況証拠的」な分析になることを予めお断りしておく。

まず、アメリカの開発・生産部門における純利益が多くの他の国・地域に比してかなり大きいこと、また、それには税額の小さいことが寄与していることを再確認しておこう。

前回、ExxonMobil の上流部門における収入、費用および税について、収入ではほぼ同じである「アメリカ」と「北米以外」を比べてみると、費用では後者が小さく、税では前者が小さく、そして、収入から費用と税を差し引いた利益では、前者の方が大きいことを示した（前回の図 1 および 2 参照）。ここで、その利益の 2003～2007 年の平均値を計算してみると、「アメリカ」のそれは 18.1 ドル/バーレルであり、「北米以外」より 5.22 ドル/バーレル大きい。一方、税額は 2003～2007 年の平均値で「アメリカ」では 12.2 ドル/バーレル、「北米以外」では 20.2 ドル/バーレルと、前者は後者より 8 ドル小さい。なお、税では「カナダ」が「アメリカ」より小さいが、その「カナダ」と比べても、「アメリカ」の利益の方が 3.8 ドル/バーレル大きい。

Shell の上流部門の「アメリカ」における収入は「ヨーロッパ」、「アフリカ」、「その他西半球」および「世界平均」よりやや大きいとは言え、それらとかなり近いところにある（前回の図 4 参照）。ここで、上と同様に、この部門における利益の 2003～2007 年の平均値を計算してみると、「アメリカ」のそれは 15.9 ドル/バーレルであり、これらの地域を 6.5～8.8 ドル/バーレル上回っている。機械的ではあるが、アメリカの収入（45.8 ドル/バーレル）を他の地域とほぼ同じ 42 ドル/バーレルと仮定してみても、上の差額は 2.7～5.0 ドル/バーレルである。一方、税額は 2003～2007 年の平均値で、「アメリカ」では 8.7 ドル/バーレル、その他では 12.6～14.9 ドル/バーレルと、前者は後者より 3.9～6.2 ドル小さい。

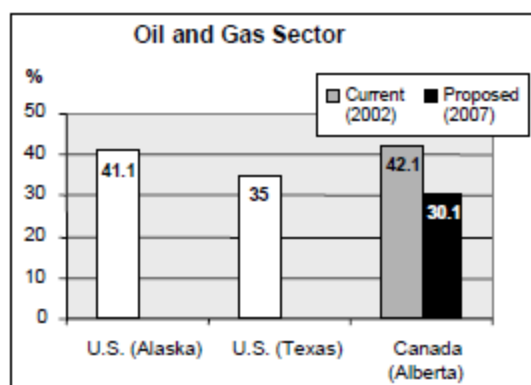
さらに、BP の上流部門の「アメリカ」における収入は「イギリス」とかなり近いところにある（前回の図 6 参照）が、僅かながら低い（2003～2008 年の平均で 44.8 ドル/バーレルに対して 45.9 ドル/バーレル）。ここで、この部門における「アメリカ」の利益を見してみる

と、2003～2008 年の平均で 15.0 ドル/バーレルであり、ヨーロッパの 15.2 ドル/バーレルとほぼ同じである（「その他地域」よりも 4.2 ドル/バーレル大きい）。一方、税額は 2003～2008 年の平均値で、「アメリカ」の 10.6 ドル/バーレルに対して「イギリス」は 13.4 ドル/バーレルと、前者は後者より 2.8 ドル小さい。

（1）アメリカの法人所得税率

アメリカにおける連邦法人所得税率は 35%（最高水準の所得額に対して）であり、これに加えて、州によっては、州の所得税が課されている。例えば、テキサス州は州所得税を課していないが、アラスカ州は課している（図 1 参照）¹。なお、この図は 2003 年 3 月現在のものであるが、ここに示されたアメリカの税額はその後も変わっていない²。

図 1. アメリカとカナダの石油・ガス部門における法人税率



（出所）脚注 1 と同じ。

ところで、カナダでは 2003 年に税制改正が行なわれ、アルバータ州における石油・ガス部門の企業に対する法人所得税率は 2002 年の 42.1%から 2007 年には 30.1%に低下し、アメリカのテキサス州の 35%を下回るに至っている（図 1）。より細かく見ると、税率は 2007 年 1 月 1 日から 30.12%（連邦税は 22.12%、アルバータ州の州税は 8%で、税率は所得額によらず一定である）であり、その後の減税計画に則って、2008 年には、連邦付加税（federal surtax: 1.12%）が廃止され、連邦の税は 19.5%、アルバータ州のそれは 27.5%に下がっている³。

2003 年以降におけるカナダの減税計画は、資源開発部門の国際競争力、特にアメリカに

¹ Department of Finance (Canada), “Improving the income taxation of the resource sector in Canada”, March 2003（以下、DOF (Canada) と略す。）

² OECD 資料、その他による。

³ PriceWaterhouseCoopers (PWC), “Conventional and beyond: oil and gas taxation in Canada”, April 2008

対する競争力を強めるために進められている⁴。それが功を奏したか、上に紹介した ExxonMobil の例に見られる通り、同社の上流部門における「カナダ」の税額は「アメリカ」のそれを下回っている。

いずれにせよ、アメリカでもカナダでも、これらの税率が適用される課税対象額に関して、多くの優遇措置が講じられている。

(2) アメリカにおける優遇措置

1) 現状

アメリカには、石油・ガス開発を対象とする、多くの優遇措置がある。それらは、①無形掘削費の控除、②減耗控除、③地質学的・地球物理学的調査費用の控除、④石油・ガス部門の損失相殺、⑤高度石油回収費の控除、⑥3次回収法注入物の費用の控除、⑦限界石油・ガス井に関する控除、⑧雇用創出のための控除、などである⁵。

①は、1913 年以来、修正を加えられつつ実施されてきた古い制度である。無形掘削費 (intangible drilling cost) とは、石油・ガスの坑井の掘削に関連して発生する費用のうち、通常、それ自体としては残存価値を持たないものを総称しており、それには、労働者の賃金、燃料、修繕用機器などの費用、さらに、出油試験のためのタンク、パイプラインなどをレンタルする費用も含まれる。

現在、これらの費用を 100%控除することができるのは「独立系企業」のみであり、“スーパー・メジャーズ”を含む「統合会社」はその 70%を発生した年の費用として計上し、残りの 30%は 5 年間で均等に償却することになっている。

②も、①と同じく 1913 年以来、修正を加えられつつ実施されている制度である。減耗控除 (depletion allowance) とは、生産により減耗する資源を補完するために必要な資金を控除することを意味している。アメリカでは、連邦所得税法上、石油・ガス生産者は原価法 (cost depletion)、定率法 (percentage depletion) のいずれかの方法で減耗控除を計上することが認められている。

アメリカの石油産業の発展はこの制度、特に定率法に負うところが極めて大きかった。「定率法」では、1926 年以来、売り上げの 27.5%か、純利益の 50%のいずれか小さい方、

⁴ DOF (Canada)

⁵ 以下の記述は主に次の資料による——Congressional Research Service, “Oil and gas tax subsidies: Current status and analysis”, February 27, 2007; Internal Revenue Service ホームページ

(<http://www.irs.gov/publications/p535/ch07.html>、その他) ; Friends of Earth, “Big oil, bigger giveaways”, July 2008; Independent Petroleum Association of America (IPAA), “New natural gas and oil taxes would crush America’s clean energy and energy security,” March 2009 ; JOGME ホームページ; DOF (Canada)

という大きな控除率が認められていた。しかし、この制度は石油産業を過度に優遇しているとの批判が強くなり、控除率は何回かにわたって引き下げられ、さらに、1975 年以降、「定率法」は「独立系企業」、その他一部の企業にしか認められなくなった。現在、控除率は売り上げの 15% となり（純利益の 50% 以下は変わらない）、しかも、適用対象になる生産量は石油換算 1,000 b/d に制限されている。

その結果、上記の諸企業による生産量のうち「定率法」適用以外の部分について、さらに、「統合会社」に対しては、「原価法」が適用されている。「原価法」では、

$$\text{減耗控除額} = \left[\left(\text{対象資産の価値} \right) / \left(\text{推定可採埋蔵量} \right) \right] \times \left(\text{当該年における販売量} \right)$$

という計算式が用いられる。ここで「対象資産」とは、石油・ガス資源とその開発に関連する設備、その他を指し、ドルで表示され、一方、「推定可採埋蔵量」とは、開発・生産の対象となる石油・ガスを指し、バーレルで表示されるので、上記式の右辺の第 1 項は一定の率（ドル／バーレル）を意味している。そこで、「原価法」による減耗控除は、機械・設備の減価償却と同じように、当該年における資源の減耗分（上の式における「販売量」）を償却するものであり、したがって、税法上の優遇措置には当たらない、という解釈がなされている⁶。

③の地質学的・地球物理学的調査（例えば地震探査）費用の控除は、1913 年から実施されており、空井戸に関しては、それが明らかになった年に全て控除されてきた。しかし、2005 年のエネルギー政策法（The Energy Policy Act of 2005）によって、「統合会社」、「独立系企業」いずれに対しても、それを 2 年間で償却する（amortize）ことが求められることになった。その後、独立系に対しては、2 年の償却が引き続き認められているのに対して、「統合会社」の償却期間は 2006 年からは 5 年、さらに、2007 年 12 月 19 日以降に発生したものについては 7 年に延長された。

④は、1986 年の法改正によって、実施されることになった。この制度は、石油・ガス部門における損失をそれ以外の部門における利益で相殺することを認めている。

⑤は、高度石油回収法の実施費用の控除であり、1991 年から実施されている。高度石油回収（Enhanced Oil Recovery: EOR）とは、油・ガス田からの石油・ガスの回収（生産）率を引き上げるために、例えば水や炭酸ガスを注入して、油田内の圧力を引き上げることで

⁶ 例えば、次を参照されたい——Treasury Assistant Secretary (Tax policy) Donald C. Lubick, “Remarks before The House Ways and Means Oversight Subcommittee,” January 25, 1999

ある。この制度では、15%の所得税控除が認められるが、井戸元価格⁷が一定の水準を超えると、控除が適用されない。例えば、2005年には同価格が38ドル以下であれば、適用されたはずであるが、価格は65ドルに上昇していたので、この制度は適用されず、その後、現在（2009年5月）まで適用されていない。

⑥は、上に述べた EOR に関連するものであり、同じく 1991 年から実施されている。この制度は、EOR の方法の 1 つである 3 次回収法で用いられる注入物の費用を控除することを認めている。

⑦は、2004 年の雇用創出法（The American Jobs Creation Act of 2004）によって、2005 年から導入されることになった。そこでは、限界井（marginal well）とは、石油について見ると、通常の原油の生産量が 15 バレル/日以下のもの、重質油を生産するもの、などと定義されており、これらには、最初の 3 バレル/日の生産に対して 3 ドル/バレルの税控除が認められる。ただし、それには価格について条件が付けられており、原油の場合、価格が 15 ドル/バレル以下の場合、全額の控除が認められるが、それが 18 ドル/バレルに達すると、控除額はゼロになる（価格はエネルギー省が発表する平均価格であり、インフレ調整される）。したがって、この税控除は 2005 年以降、適用されていない。

⑧は、⑦と同じ法律によって、2005 年から製造業に対して認められるようになったもので、石油企業には、原油・天然ガス生産と石油精製に関して 6%の控除が認められている。

2) オバマ提案

アメリカのオバマ大統領は 5 月初めに発表した税制改革案の中で、上述の優遇措置について、次のような廃止および削減を提案した⁸。

まず、廃止されるのは次の 7 つであるが、上述の通り、最後の 2 つは、現在、適用が停止されている（カッコ内は 2010～2019 年における税収増加見込み額で、単位は 100 万ドルである）。なお、この改正の実施は 2011 年 1 月からと予定されている。

- 雇用創出のための控除（13,293）
- 定率法の減耗控除（8,251）
- 無形掘削費の控除（3,349）

⁷ 下の④と同じく、エネルギー省が発表する平均価格である、と考えられる。

⁸ Office of Management and Budget, “Terminations, reductions, and savings: Budget of the US Government Fiscal year 2010,” May 2009; IPAA 前掲資料; “Tax Increases on the American Oil and Gas Industry in the President’s FY 2010 Budget Proposals”, March 10, 2009

(http://web17.streamhoster.com/ddc/API/200903/FY2010_Budget_Tax_Issue_Paper_090310.pdf)

- 3次回収法注入物の費用の控除 (62)
- 石油・ガス部門の損失相殺 (49)
- 高度石油回収費の控除
- 限界石油・ガス井に関する控除

一方、優遇措置が削減される（増税される）のは次のものである。

- 「独立系企業」に関する地質学的・地球物理学的調査費用の償却期間の7年への延長 (1,189)

これらの税制改革案が最終的にどのような内容になるか、また、その内容がアメリカの上流部門における収益性にどのような影響を与えるか、が注目される場所である。

(続く)

Asiam Research Institute <http://www.asiam.co.jp/>